

「土木請負工事必携」新旧対照表

1. 建設工事請負契約書

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第 3 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(下請負人の通知)</p> <p>第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第 3 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(下請負人の通知)</p> <p>第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第 7 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

1. 建設工事請負契約書

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
	<p>(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</li><li>② 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</li></ul> <p>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</li><li>② 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</li></ul>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p><b>（趣旨）</b></p> <p>第1 このしおりは、次の各号に掲げる兵庫県（以下「県」という。）の一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年規則第31号）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して入札に参加してください。</p> <p>① 工事の請負 ② 製造の請負 ③ 測量、調査、設計等の業務委託 ④ 物品の買入れ、借入れ又は売払い</p> <p><b>（一般競争入札等）</b></p> <p>第2 県では、「政府調達に関する協定」の発効（平成8年1月1日）に伴い、次の総務大臣が告示する各額以上の次に掲げる各調達について、一般競争入札を実施しています。一般競争入札の内容については、発注する際に県公報、県庁第1号館（物品等、その他のサービスの調達においては、各総合庁舎においても公告します。）、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公告します。</p> <p>① 建設工事の調達契約…24億7千万円以上 ② 技術的サービスの調達契約（建築のための設計・コンサルティング委託契約等） …2億4千万円以上 ③ 物品等の調達契約…3千3百万円以上 ④ その他のサービスの調達契約（清掃委託、機器リース契約等） …3千3百万円以上</p> <p>これらの額は、平成30年3月31日までに締結する調達契約について適用されるもので、平成30年4月1日以後に締結する調達契約については、あらためて総務大臣が告示する額によります。</p> <p>また、契約予定金額が24億7千万円未満の工事で、一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては2億5千万円以上、建</p>	<p><b>（趣旨）</b></p> <p>第1 このしおりは、次に掲げる兵庫県（以下「県」という。）の一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して入札に参加してください。</p> <p>① 工事の請負 ② 製造の請負 ③ 測量、調査、設計等の業務委託 ④ 物品の買入れ、借入れ又は売払い</p> <p><b>（一般競争入札等）</b></p> <p>第2 県では、「政府調達に関する協定」の発効（平成8年1月1日）に伴い、総務大臣が告示する各額以上の次に掲げる各調達について、一般競争入札を実施しています。一般競争入札の内容については、発注する際に県公報、県庁第1号館（物品等、その他のサービスの調達においては、各総合庁舎においても公告します。）、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公告します。</p> <p>① 建設工事の調達契約…22億9千万円以上 ② 技術的サービスの調達契約（建築のための設計・コンサルティング委託契約等） …2億2千万円以上 ③ 物品等の調達契約…3千万円以上 ④ その他のサービスの調達契約（清掃委託、機器リース契約等） …3千万円以上</p> <p>これらの額は、平成32年3月31日までに締結する調達契約について適用されるもので、平成32年4月1日以後に締結する調達契約については、あらためて総務大臣が告示する額によります。</p> <p>また、契約予定金額が22億9千万円未満の工事で、一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては2億5千万円以上、建</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>築一式工事にあつては4億5千万円以上、鋼橋梁（上部）及びPC橋梁（上部）工事にあつては1千万円以上、これら以外の工事にあつては5億円以上を対象として、公募型一般競争入札を実施しています。公募型一般競争入札の内容については、発注する際に県庁第1号館及び発注機関（各事務所等）及び県ホームページで公告を行います。</p> <p>さらに、契約予定金額が一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては1千万円以上2億5千万円未満、建築一式工事にあつては5千万円以上4億5千万円未満の工事を対象として、制限付き一般競争入札を実施しています。制限付き一般競争入札の内容については、発注する際に県ホームページで公告を行います。</p> <p>なお、工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る発注見通しは、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公表します。</p> <p><b>（関係法令の遵守）</b></p> <p>第3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、県民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。</p> <p>① 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないでください。</p> <p>② 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないでください。</p> <p>③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないでください。</p>	<p>築一式工事にあつては4億5千万円以上、鋼橋梁（上部）及びPC橋梁（上部）工事にあつては1千万円以上、これら以外の工事にあつては5億円以上を対象として、公募型一般競争入札を実施しています。公募型一般競争入札の内容については、発注する際に県庁第1号館及び発注機関（各事務所等）及び県ホームページで公告を行います。</p> <p>さらに、契約予定金額が一般土木工事、アスファルト舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事にあつては1千万円以上2億5千万円未満、建築一式工事にあつては5千万円以上4億5千万円未満の工事を対象として、制限付き一般競争入札を実施しています。制限付き一般競争入札の内容については、発注する際に県ホームページで公告を行います。</p> <p>なお、工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る発注見通しは、発注機関（各事務所等）及び県ホームページにおいて公表します。</p> <p><b>（関係法令の遵守）</b></p> <p>第3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、県民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。</p> <p>① 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないでください。</p> <p>② 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないでください。</p> <p>③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないでください。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p><b>（入札参加資格の制限）</b></p> <p>第4 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。</p> <p>2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別添「入札参加資格制限基準」の(2)の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。</p> <p>入札参加の資格制限を受けたときは、その日から一定期間（6 箇月から 3 年まで）は入札に参加することができません。</p> <p>また、これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><b>（指名停止）</b></p> <p>第5 入札参加資格者が別添「指名停止基準」の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。</p> <p>2 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。</p> <p>3 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。</p> <p><b>（指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表）</b></p> <p>第6 入札参加資格者が第4の第2項による入札参加資格の制限又は第5による指名停止（金融機関からの取引停止によるものを除く。）（以下「指名停止等」という。）を受けた入札参加資格者については、当該入札参加資格者の商号（屋号）、住所（市町村まで）、指名停止等の期間及びその理由について、指名停止等の措置を受けた日からその日の属する年度の翌年度末まで（翌年度末において指名停止等の措置期間中の者については、指名停止等の期間満了の日まで）の間、県ホームページ及び県土整備部県土企画局契約管理課窓口において公表します。</p>	<p><b>（入札参加資格の制限）</b></p> <p>第4 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。</p> <p>2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別添「入札参加資格制限基準」の(2)のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。</p> <p>入札参加の資格制限を受けたときは、その日から一定期間（6 箇月から 3 年まで）は入札に参加することができません。</p> <p>また、これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><b>（指名停止）</b></p> <p>第5 入札参加資格者が別添「兵庫県指名停止基準」の別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。</p> <p>2 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。</p> <p>3 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。</p> <p><b>（指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表）</b></p> <p>第6 第4の第2項による入札参加資格の制限又は第5による指名停止（金融機関からの取引停止によるものを除く。）（以下「指名停止等」という。）を受けた入札参加資格者については、当該入札参加資格者の商号（屋号）、住所（市町村まで）、指名停止等の期間及びその理由について、指名停止等の措置を受けた日からその日の属する年度の翌年度末まで（翌年度末において指名停止等の措置期間中の者については、指名停止等の期間満了の日まで）の間、県ホームページ及び県土整備部県土企画局契約管理課窓口において公表します。</p>





「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされております。また、専任の者でなければならぬ監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。</p> <p>なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が3千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上のものをいいます。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第9 （略）</p> <p>（入札保証金）</p> <p>第10 一般競争入札の入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあつては、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。</p> <p>① 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>② 一般競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。</p> <p>③ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。</p>	<p>2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされていいます。また、専任の者でなければならぬ監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。</p> <p>なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が3千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上のものをいいます。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第10 （略）</p> <p>（入札保証金）</p> <p>第11 一般競争入札の入札参加者は、入札前に入札金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあつては、消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。</p> <p>① 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>② 一般競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。</p> <p>③ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>なお、公募型一般競争入札、制限付き一般入札及び指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><b>（入札の方法）</b></p> <p>第11 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等をいう。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるときは、発注機関に説明を求めることができます。</p> <p>3 工事の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る入札参加者は、入札する前に積算内訳書を提出しなければなりません。</p> <p>7 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、入札公告（入札説明書）又は入札通知書で2件以上を合併して入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。</p> <p>9 一般競争入札の場合には、郵送による入札も認められます。</p> <p>10 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札（事後審査型においては落札候補者）になったときには、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出しなければなりません。</p>	<p>なお、公募型一般競争入札、制限付き一般入札及び指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><b>（入札の方法）</b></p> <p>第12 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等をいう。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるときは、発注機関に説明を求めることができます。</p> <p>2 入札参加資格者は、入札書の提出に際して工事の請負の場合には工事費内訳書を、測量、調査、設計等の業務委託の場合には積算内訳書を、それぞれ提出しなければなりません。</p> <p>3 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、入札公告（入札説明書）又は入札通知書で2件以上を合併して入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。</p> <p>4 総合評価落札方式による入札の場合には、技術資料を提出しなければなりません。</p> <p>5 一般競争入札の場合には、郵送による入札も認められます。</p> <p>6 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者（事後審査型においては落札候補者）になったときには、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出しなければなりません。</p> <p>7 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者（事後審査型においては落札候補者）になったときには、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければなりません。</p> <p>8 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者（事後審査型においては落札候補者）になったときには、社会保険等未加入建設業者を下請負人としなないことを記した「社会保険等加入対策に関する誓約書」を提出しなければなりません。</p>



「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>2 入札参加者は、紙で入札する場合、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品入札書（以下「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記入して入札に付する案件ごとに作成し、記名押印の上封入して、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札箱に直接投入してください。</p> <p>4 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札する前に契約担当者あて委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。</p> <p>なお、特別共同企業体による入札の場合には、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合には、復代理人への委任も含む。）が必要です。</p> <p>5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。</p> <p>6 入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い「¥」との間をあげない（記載例「¥1,500,000-」）ように表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記載したときには、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。</p> <p>8 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。</p> <p><b>（入札の執行の取消しなど）</b></p> <p>第12 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。</p> <p>2 入札参加者が連合（談合）し、又は不正不穏な行動をしているなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。</p> <p>3 （略）</p>	<p>9 入札参加者は、紙で入札する場合、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品入札書（以下「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記入して入札に付する案件ごとに作成し、記名押印の上封入して、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札箱に直接投入してください。</p> <p>10 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札する前に契約担当者あて委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。</p> <p>なお、特別共同企業体による入札の場合には、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合には、復代理人への委任も含む。）が必要です。</p> <p>11 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。</p> <p>12 入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い「¥」との間をあげない（記載例「¥1,500,000-」）ように表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記載したときには、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。</p> <p>13 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。</p> <p><b>（入札の執行の取消しなど）</b></p> <p>第13 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。</p> <p>2 入札参加者が連合（談合）し、又は不正不穏な行動をしているなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは中止することがあります。</p> <p>3 （略）</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p><b>（無効とする入札）</b></p> <p>第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効として扱います。</p> <p>① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 入札書が所定の日時までには到着しない入札</p> <p>③ 入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札、公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札を除く。）</p> <p>④ 入札者が同一事項について2通以上した入札</p> <p>⑤ 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札</p> <p>⑥ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札</p> <p>⑦ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札 又はその額が所定の額に達していない入札</p> <p>⑧ 入札書に入札金額が記載されていない入札、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札</p> <p>⑨ 入札金額が訂正された入札及び誤字、脱字などにより入札内容が分明でない入札</p> <p>⑩ 電子で入札する場合において、ICカードを不正に使用して行った入札</p> <p>⑪ その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p><b>（開札）</b></p> <p>第14 （略）</p> <p><b>（落札者の決定）</b></p> <p>第15 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。</p> <p>① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。</p> <p>② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p>	<p><b>（無効とする入札）</b></p> <p>第14 次のいずれかに該当する入札は、無効として扱います。</p> <p>① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 入札書が所定の日時までには到着しない入札</p> <p>③ 入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札、公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札を除く。）</p> <p>④ 入札者が同一事項について2通以上した入札</p> <p>⑤ 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札</p> <p>⑥ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札</p> <p>⑦ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札 又はその額が所定の額に達していない入札</p> <p>⑧ 入札書に入札金額が記載されていない入札、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札</p> <p>⑨ 入札金額が訂正された入札及び誤字、脱字などにより入札内容が分明でない入札</p> <p>⑩ 電子で入札する場合において、ICカードを不正に使用して行った入札</p> <p>⑪ その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p><b>（開札）</b></p> <p>第15 （略）</p> <p><b>（落札者の決定）</b></p> <p>第16 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。</p> <p>① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。</p> <p>② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>③ 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び調査最低制限価格を設けた場合（入札説明書又は入札通知書に明記）は、予定価格の制限の範囲内の価格で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定します。この場合において、調査最低制限価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査の上、落札者を決定します。</p> <p>なお、調査の対象となった者は、この調査に協力していただくこととなります。</p> <p>また、調査結果については、その概要を契約締結後に公表いたしますので、ご承知願います。</p> <p>④ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第16 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行います。</p> <p>2 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。</p> <p>3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第13の④、⑦、⑧、⑨又⑩に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認められた者とします。</p> <p>4 最低制限価格又は調査最低制限価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者の再度の入札への参加は認められません。</p>	<p>③ 調査基準価格及び失格基準価格を設けた場合（入札説明書又は入札通知書に明記）は、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定します。この場合において、失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査の上、落札者を決定します。</p> <p>なお、調査の対象となった者は、この調査に協力していただくこととなります。</p> <p>また、調査結果については、その概要を契約締結後に公表いたしますので、ご承知願います。</p> <p>④ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第17 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行います。</p> <p>2 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。</p> <p>3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第14の④、⑦、⑧、⑨又⑩に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認められた者とします。</p> <p>4 最低制限価格又は失格基準価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者の再度の入札への参加は認められません。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>(入札関係資料の返還)</p> <p>第 17 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第18 落札者は、契約締結の日までに、契約金額の 10分の1（工事又は製造の請負の契約に係る<b>契約予定金額 2 4 億 7 千万円以上</b>の案件の場合及び工事の請負契約について調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合には、10分の3）以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなり、⑦に該当する場合は免除することがあります。</p> <p>① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。</p> <p>② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証があったとき。</p> <p>③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。</p> <p>④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。</p> <p>⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>⑥ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。</p> <p>⑦ 契約金額が 2 0 0 万円以下であるとき。</p> <p>2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第 19 (略)</p> <p>(議会の議決を必要とする契約の締結)</p> <p>第 20 (略)</p>	<p>(入札関係資料の返還)</p> <p>第 18 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第19 落札者は、契約締結の日までに、契約金額の 10分の1（工事又は製造の請負の契約に係る<b>契約予定金額 2 2 億 9 千万円以上</b>の案件の場合及び工事の請負契約について調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合には、10分の3）以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなり、⑦に該当する場合は免除することがあります。</p> <p>① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。</p> <p>② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証があったとき。</p> <p>③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。</p> <p>④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。</p> <p>⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。</p> <p>⑥ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。</p> <p>⑦ 契約金額が 2 0 0 万円以下であるとき。</p> <p>2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第 20 (略)</p> <p>(議会の議決を必要とする契約の締結)</p> <p>第 21 (略)</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>(契約の確定)</p> <p>第 21 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第 22 契約金額が 1 件 1 0 0 万円未満のもの（工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額が 3, 0 0 0 万円未満のもの又は納入期限が 3 箇月未満のもの）については、前金払を行いません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(建設業退職金共済制度)</p> <p>第 23 県が発注する工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。</p> <p>2 請負者は、<b>契約金額が 1 0 0 万円以上</b>の建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙を購入してください。</p> <p>また、請負者において的確な把握が困難である場合は、勤労者退職金共済機構が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入してください。</p> <p>なお、請負者は、証紙購入の際金融機関が発行する掛金収納書を、契約締結後 1 箇月以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。</p> <p>4 契約金額が 1 0 0 万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略しますが、<b>共済証紙は購入しなければなりません。</b></p> <p>3 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。</p> <p>下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(契約の確定)</p> <p>第 22 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第 23 契約金額が 1 件 1 0 0 万円未満のもの（工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額が 3 千万円未満のもの又は納入期限が 3 箇月未満のもの）については、前金払を行いません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(建設業退職金共済制度)</p> <p>第 24 県が発注する<b>建設</b>工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。</p> <p>2 請負者は、建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙を購入してください。</p> <p>また、請負者において的確な把握が困難である場合は、<b>独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部</b>が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入してください。</p> <p>なお、請負者は、証紙購入の際金融機関が発行する掛金収納書を、契約締結後 1 か月以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。</p> <p>3 契約金額が 1 0 0 万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略します。</p> <p>4 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。</p> <p>下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。</p> <p>5 (略)</p>



「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>(工事着手)</p> <p>第 24 (略)</p> <p>(建設業法関連)</p> <p>第25 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。</p> <p>2 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。</p> <p>また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。</p> <p>3 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。</p> <p>4 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。</p> <p>5 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額の合計が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。</p> <p>また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。</p>	<p>(工事着手)</p> <p>第 25 (略)</p> <p>(建設業法関連)</p> <p>第26 「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月策定）」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。</p> <p>2 「建設業法遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—（平成19年6月策定）」を参考に、下請負人との関係において適正化に努めてください。</p> <p>3 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。</p> <p>また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。</p> <p>4 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。</p> <p>5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。</p> <p>6 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額の合計が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。</p> <p>また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。</p>



「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p><b>（指導事項）</b> 県と工事契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、次のことに留意してください。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 電波法の遵守について 不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しないでください。 また、取引関係にある事業者が不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。 なお、下請負人に対しても同様に指導してください。</p> <p>4 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について 受注した建設工事において、暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、警察へ届け出るか又は発注者に報告してください。 <b>（上記について怠った場合は、指名停止を行いますので、ご注意ください。）</b></p> <p>5 建設資材、物品等の購入について</p> <p>(1) 県では、県内産業への経済波及効果を高めるため、工事に使用する建設資材等について県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（以下「県内産品」）の優先的な使用を推奨しています。 契約金額が250万円以上の工事においては、汎用的に使用する主要建設資材について原則県内産品を購入し、それ以外の建設資材についても県内産品を優先して購入してください。 また、県内産品の調達が困難な場合については、県内に本店や営業所等をする取扱業者からの購入に努めてください。</p> <p>(2) 工事に使用する物品等については、県内業者から優先して購入してください。</p>	<p><b>（指導事項）</b> 県と工事契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、次のことに留意してください。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 電波法（昭和25年法律第131号）の遵守について 不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しないでください。 また、取引関係にある事業者が不法・違法無線局を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。 なお、下請負人に対しても同様に指導してください。</p> <p>4 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について 受注した建設工事において、暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、警察へ届け出るか又は発注者に報告してください。 上記について怠った場合は、指名停止を行いますので、ご注意ください。</p> <p>5 建設資材、物品等の購入について</p> <p>(1) 県では、県内産業への経済波及効果を高めるため、<b>工事請負代金額が250万円以上の</b>工事に使用する建設資材等について県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（以下「県内産品」）を<b>原則として使用するものとしています。</b></p> <p>県内産品の調達が困難な場合については、<b>取扱業者の県内の本店又は営業所等</b>からの購入に努めてください。</p> <p>(2) 工事に使用する物品等については、県内業者から優先して購入してください。</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

3. 入札のしおり

旧（平成 30 年 3 月版）	新（平成 30 年 10 月版）
<p>6 植栽工事に係る植樹保険の加入について</p> <p>(1) 植栽工事（植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満のものは除く。）を請け負った者は、樹木等の枯損が発生した場合に備えて、公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）に加入してください。</p> <p>(2) 保険金額については、発注者の承諾を得てください。</p> <p>(3) 工事完成引渡し時に植樹保険付保証明書<sup>書</sup>を提出してください。</p> <p>7～8 （略）</p>	<p>6 植栽工事に係る植樹保険の加入について</p> <p>(1) 植栽工事（植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満のものは除く。）を請け負った者は、樹木等の枯損が発生した場合に備えて、公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）に加入してください。</p> <p>(2) 保険金額については、発注者の承諾を得てください。</p> <p>(3) 工事完成引渡し時に植樹保険付保証明証<sup>証</sup>を提出してください。</p> <p>7～8 （略）</p>

「土木請負工事必携」新旧対照表

5. 提出書類の様式（使用材料一覧表→様式 29-2 に統合、建退共掛金収納書→新規追加）

旧（平成 30 年 3 月版）							新（平成 30 年 10 月版）						
No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期限	根拠	No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期限	根拠
34	産業廃棄物管理票交付状況総括表	現場代理人	総括監督員	1	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-18	34	産業廃棄物管理票交付状況総括表	現場代理人	総括監督員	1	工事完了時	共通仕様書 1-1-1-18
35	段階確認書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-5	35	段階確認書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-1-1-5
36	工事履行報告書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 1-1-1-24	36	工事履行報告書	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 1-1-1-24
37-1	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14	37-1	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
37-2	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14	37-2	創意工夫・社会性等に関する実施状況			1	工事完了時	共通仕様書 3-1-1-14
39	建設資材廃棄物引渡完了報告書	受注者	総括監督員	1	建設資材廃棄物の処分引渡し完了したと	共通仕様書 1-1-1-18	39	建設資材廃棄物引渡完了報告書	受注者	総括監督員	1	建設資材廃棄物の処分引渡し完了したと	共通仕様書 1-1-1-18
40	休日作業届	現場代理人	総括監督員	1	官公庁の休日又は夜間に、現道上で工 事を行う場合、事前に	共通仕様書 1-1-1-36	40	休日作業届	現場代理人	総括監督員	1	官公庁の休日又は夜間に、現道上で工 事を行う場合、事前に	共通仕様書 1-1-1-36
41	材料確認願	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-2-12-2	41	材料確認願	現場代理人	総括監督員	1		共通仕様書 3-2-12-2
43	〇〇〇〇工事の部分使用について	契約担当者 又は受注者	受注者又は 契約担当者	1	工事目的物の全部または一部を使用す るとき	契約書33条	43	〇〇〇〇工事の部分使用について	契約担当者 又は受注者	受注者又は 契約担当者	1	工事目的物の全部または一部を使用す るとき	契約書33条
44	是正等の措置請求について(発注者)	契約担当者	受注者	1		契約書12条	44	是正等の措置請求について(発注者)	契約担当者	受注者	1		契約書12条
45	是正等の措置請求について(受注者)	受注者	契約担当者	1		契約書12条	45	是正等の措置請求について(受注者)	受注者	契約担当者	1		契約書12条
46	修補完了報告書	現場代理人	検査員	1		共通仕様書 1-1-1-20	46	修補完了報告書	現場代理人	検査員	1		共通仕様書 1-1-1-20
(A)	施工体制台帳（様式例-1）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	47	建設業退職金共済制度の掛金収納書	受注者	契約担当者	1	契約締結後原則1ヶ月以内	共通仕様書 1-1-1-40
(B)	施工体制台帳（様式例-2）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(A)	施工体制台帳（様式例-1）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
(C)	施工体制台帳（様式例-3）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(B)	施工体制台帳（様式例-2）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
(D)	施工体制台帳（様式例-4）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(C)	施工体制台帳（様式例-3）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
(E)	再下請負通知書（様式例-5）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(D)	施工体制台帳（様式例-4）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
(F)	再下請負通知書（様式例-6）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(E)	再下請負通知書（様式例-5）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
	再下請負に関する事項	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10	(F)	再下請負通知書（様式例-6）	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10
								再下請負に関する事項	現場代理人	総括監督員	1	下請負契約後速やかに	共通仕様書 1-1-1-10

「土木請負工事必携」新旧対照表

5. 提出書類の様式（様式1：工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書）

旧（平成30年3月版）	新（平成30年10月版）																																																																																																																																																								
<p>2. 現場代理人及び監理技術者等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>専任期間</th> <th>国家資格名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理技術者</td> <td></td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技術者</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 下請負状況（全ての一次下請負状況を記載のこと。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下請1</td> <td style="text-align: center;">下請負業者名</td> <td></td> <td>建設業許可番号及び年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> <td>大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者名 電話</td> <td></td> <td>許可業種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約年月日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約金額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約工期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下請負させる部分の工事概要</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下請2</td> <td style="text-align: center;">下請負業者名</td> <td></td> <td>建設業許可番号及び年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> <td>大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者名 電話</td> <td></td> <td>許可業種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約年月日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約金額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約工期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下請負させる部分の工事概要</td> </tr> </table> <p>(注)ア. 本通知書を提出する時点では、下請施工の合計額が4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）未満であってその後の事情変更により、4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）以上となった場合は、必ずこの様式により変更後の全体下請状況を報告してください。</p> <p>イ. なお、下請工期等の変更があった場合も、変更後の状況を報告してください。</p>	区分	番号	氏名	生年月日	専任期間	国家資格名称	現場代理人	—		・ ・	：：		監理技術者			・ ・	：：		主任技術者	—		・ ・	：：		専門技術者	—		・ ・	：：		下請1	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種	代表者名 電話		許可業種	契約年月日	平成 年 月 日		契約金額	円		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		下請負させる部分の工事概要				下請2	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種	代表者名 電話		許可業種	契約年月日	平成 年 月 日		契約金額	円		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		下請負させる部分の工事概要				<p>2. 現場代理人及び監理技術者等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>専任期間</th> <th>国家資格名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理技術者</td> <td></td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技術者</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>：：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 下請負状況（<b>施工体制台帳に記載すべき下請負人のうち一次下請のみ記載すること</b>※1）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下請1</td> <td style="text-align: center;">下請負業者名</td> <td></td> <td>建設業許可番号及び年月日<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> <td>大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者名 電話</td> <td></td> <td>許可業種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約年月日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約金額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約工期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下請負させる部分の工事概要</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下請2</td> <td style="text-align: center;">下請負業者名</td> <td></td> <td>建設業許可番号及び年月日<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> <td>大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者名 電話</td> <td></td> <td>許可業種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約年月日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約金額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約工期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下請負させる部分の工事概要</td> </tr> </table> <p>※1 建設工事及び警備業務に係る一次下請負人について記載する。資材納入、調査業務、運搬業務など、建設工事の請負契約に該当しない下請負人等（警備業務は除く）については記載しない。</p> <p>※2 当該下請負人が、建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者の場合に記入</p> <p>(注)ア. 本通知書を提出する時点では、下請施工の合計額が4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）未満であってその後の事情変更により、4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）以上となった場合は、必ずこの様式により変更後の全体下請状況を報告してください。</p> <p>イ. なお、下請工期等の変更があった場合も、変更後の状況を報告してください。</p>	区分	番号	氏名	生年月日	専任期間	国家資格名称	現場代理人	—		・ ・	：：		監理技術者			・ ・	：：		主任技術者	—		・ ・	：：		専門技術者	—		・ ・	：：		下請1	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日 <sup>※2</sup>	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種	代表者名 電話		許可業種	契約年月日	平成 年 月 日		契約金額	円		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		下請負させる部分の工事概要				下請2	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日 <sup>※2</sup>	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種	代表者名 電話		許可業種	契約年月日	平成 年 月 日		契約金額	円		契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		下請負させる部分の工事概要			
区分	番号	氏名	生年月日	専任期間	国家資格名称																																																																																																																																																				
現場代理人	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
監理技術者			・ ・	：：																																																																																																																																																					
主任技術者	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
専門技術者	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
下請1	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日																																																																																																																																																						
	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種																																																																																																																																																						
	代表者名 電話		許可業種																																																																																																																																																						
	契約年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																							
	契約金額	円																																																																																																																																																							
	契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																							
下請負させる部分の工事概要																																																																																																																																																									
下請2	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日																																																																																																																																																						
	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種																																																																																																																																																						
	代表者名 電話		許可業種																																																																																																																																																						
	契約年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																							
	契約金額	円																																																																																																																																																							
	契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																							
下請負させる部分の工事概要																																																																																																																																																									
区分	番号	氏名	生年月日	専任期間	国家資格名称																																																																																																																																																				
現場代理人	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
監理技術者			・ ・	：：																																																																																																																																																					
主任技術者	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
専門技術者	—		・ ・	：：																																																																																																																																																					
下請1	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																						
	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種																																																																																																																																																						
	代表者名 電話		許可業種																																																																																																																																																						
	契約年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																							
	契約金額	円																																																																																																																																																							
	契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																							
下請負させる部分の工事概要																																																																																																																																																									
下請2	下請負業者名		建設業許可番号及び年月日 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																						
	所在地		大臣・知事：一般・特定 第 年 月 日種																																																																																																																																																						
	代表者名 電話		許可業種																																																																																																																																																						
	契約年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																							
	契約金額	円																																																																																																																																																							
	契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																							
下請負させる部分の工事概要																																																																																																																																																									



